

議案第62号

墨田区営運動場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年9月7日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区営運動場条例の一部を改正する条例

墨田区営運動場条例（昭和46年墨田区条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第2 フィールド・ハウス内集会室の項を削る。

付 則

この条例は、平成30年10月1日から施行する。

（提案理由）

荒川緑地フィールド・ハウスの運営方法の見直しに伴い、フィールド・ハウス内集会室を廃止する必要がある。